

在宅介護奮闘記

介護者
樋曾 田中ムツさん



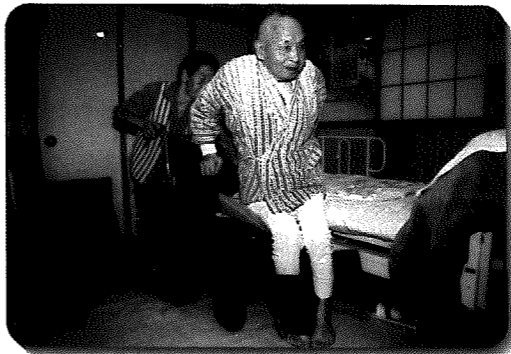
◎ご主人を介護されて何年になりますか。

…(妻)7年前に腰椎の手術をしました。当時は杖をつけて家の周りを散歩できたのですが、その後に具合が悪くなり、再度入院し、5ヶ月間眠り続けていました。それが、ある日突然に気がついて、本人もびっくりしたのですが、家族みんなも、すごくびっくりしました。今になっては笑い話ですが、「頭の中がどうなっているのだろうか」と心配していましたが、ボケもなく良かったです。

5ヶ月寝たきりでしたから、足も手も拘縮ぎみでした。伸ばすのをとても痛がりでしたが、がまんしてリハビリをして退院してきました。

◎現在どんなサービスを利用されていますか。

…(本人)週2回デイサービスを利用しています。デイサービスができた時から利用しています。デイサービスの利用者といろんな話をしたり、ゲームをしたりと退屈しません。今年は、老人クラブの芸能大会と同じ日の利用日だったので、連れてってもらい楽しんできました。



(妻)年に2~3回、ショートステイも利用しています。その時は、子どものところに遊びに行ったり、樋曾の仲間と旅行に行ったりします。夫も理解して利用してくれるので、助かっています。

◎在宅で頑張ってきた秘訣は何ですか。

…(本人)退院した時は、家族の介助がなければ、車いすに座ることができなかったのですが、最近は、腕の力がついて、自力で車いすに移ることができるようになりました。ですからデイサービス利用時は、車いすを自走してトイレにも行けるようにもなりました。

(妻)じいちゃんの腕の力がついたおかげで、私が無理に力を出さなくてもよくなり、私の持病の腰痛が出なくなりました。車いすをベッドの側の移りやすい位置に置いてやると上手に移ります。とっても助かります

◎ご夫婦でいつまでも元気でいたいですね。

…(本人)ばあちゃんには、せいぜい長生きしてもらわねばだめらて…。

(妻)じいちゃんより、せめて2~3日は長生きしてやりたいと思うて…。

家族がいろいろと協力してくれるから、いつまでも2人元気に頑張っていきたいと思っています。

10月1日より老人保健法が改正になり、医療受給者証が新しくなりました。
受給者証に医療費の負担割合が示されている点が、古い受給者証との違いです。受給者証を提示しないと、病院の窓口で負担割合が確認できません。
病院にかかる時には、医療受給者証を必ず窓口へ提示してください。



病院にかかる時は、
老人保健医療受給者証

をお忘れなく!

支援費制度が始まります

障害者手帳をお持ちのみなさんへ

◎自立と社会参加を目指して

障害のある人も障害のない人も、共にいきいきと暮らすことのできる社会を目指した「フォーマイゼーション」の考え方に基づいて、障害のある人が地域でその人らしく生活し、社会に参加して行くこととはとても大切なことです。

このことから「支援費」と呼んでいます。

これが、障害のある方の新しい福祉制度「支援費制度」です。

◎支援費制度に移行するサービス

支援制度の対象となるサービスは、大きく分けて①施設サービスと②居宅サービスに分けられます。

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法(障害児関係のみ)
施設サービス	更正施設	更正施設	
	療養施設	授産施設(注1)	
	授産施設(注1)	国立コロニー	
居宅サービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス
	デイサービス	デイサービス	デイサービス
	ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ

(注1) 授産施設のうち、小規模(常時の利用者が20人以下)は対象外。
※ これ以外のサービス(日常生活用具の給付、補装具の交付、更生医療の給付等)は、支援費制度には移行しません。

◎サービスを利用するには

支援費制度でサービスを利用するには、市町村における支給決定、及びそれをもとにして指定業者・施設との契約を結ぶ必要があります。

*サービスの利用・手続きの流れ

①情報収集・相談
どのようなサービスがあり、どのように利用したらよいか、利用負担額はこの程度になるかなど、まずは役場福祉保健課介護福祉係に相談してください。

②申請
必要なサービス等が決定したら、所定の申請書に必要事項を記入し、本人及び扶養義務者の収入・課税状況が把握できる資料(負担額決定のため)を添付して役場窓口で申請を行ってください。

申請内容や聞き取り内容に基づき、障害の状況や利用の意向、生活環境等を勘案して支援費の支給・利用者負担額を決定し、利用者に受給者証を

③利用申込・契約

交付します。
受給者証を指定事業者・施設に提示して、サービス利用に関する契約を結んでください。

④サービスの利用

契約内容に基づいて、サービスを利用してください。

⑤利用者負担額の支払

利用者負担額を指定事業者・施設に支払ってください。支援費については、指定事業者・施設が利用者に代わって村に請求し、利用者に代わって受領します。その内容は、利用者に通知されます。

◎現在施設に入所されている方は…

継続して入所するためには、支援費の支給決定を受けることが必要です。ただし、平成15年4月において障害者が入所している施設については、知事の指定があったもののみならず、当該障害者(措置制度による入所者)についても、1年間は支給決定を受けた者とみなされます。

※ 詳しくは、
役場福祉保健課介護福祉係
(☎82-5725)まで、
お問い合わせください。



支援費制度移行までの
主なスケジュール

- ◇平成14年度
・12月まで
支給申請の受け付けが始まります。その後の審査を経て、支給決定がなされます。
- ・1~3月
支給基準・利用者負担が告示されます。
- ◇平成15年度
・4月から制度がスタートします。